

改訂後	改訂前
店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）	店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について
(1. ～ 5. 省略)	(1. ～ 5. 省略)
6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。	6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。
OCBC Securities Private Limited      証券業：シンガポール <u>金融管理局</u>	OCBC Securities Private Limited      証券業：シンガポール <u>通貨庁</u>
Haitong International Financial      証券業：シンガポール <u>金融管理局</u>	Haitong International Financial      証券業：シンガポール <u>通貨庁</u>
Services (Singapore) Pte. Ltd.	Services (Singapore) Pte. Ltd.
ADS Securities <u>London Limited</u> 証券業：英金融行為規制機構	ADS Securities      証券業：英金融行為規制機構
<u>KGI Securities (Singapore) Pte. Ltd.</u> 証券業：シンガポール <u>金融管理局</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
(以下、省略)	(以下、省略)
■金融商品取引業者の照合、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業の商号及び所在地 フリー <u>コール</u> 0120-961-522	■金融商品取引業者の照合、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業の商号及び所在地 フリー <u>ダイヤル</u> 0120-961-522
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて	店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

<p>○金利変動リスク</p> <p>FX 取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換も行われ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の金融情勢等を反映した市場金利の変化等に応じて日々変化するため、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなったりする可能性もあります。スワップポイントの受払いは、お客様がポジションを決済するまで発生します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引（「DMM FX」以下、「FX 取引」といいます。）は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引）であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。FX 取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益が発生します。</p>	<p>○金利変動リスク</p> <p>FX 取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換も行われ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受<del>付</del><u>け</u>払いは、各国の金融情勢等を反映した市場金利の変化等に応じて日々変化するため、場合によっては受払いの方向が逆転するリスクがあります。また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなったりする可能性もあります。スワップポイントの受払いは、お客様がポジションを決済するまで発生します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引（「DMM FX」以下、「FX 取引」といいます。）は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引）であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金決済の授受によって決済する取引です。FX 取引にはこの決済による売買損益の他にスワップによる損益が発生します。</p>
--	--

<p>(口座開設について 省略)</p> <p>(当社の為替リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について (1. ～14. 省略)</p> <p>15. 証拠金 (1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 不足金額の差入れ                  マージンカットやロスカットルールがあっても、<u>預託</u>証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、当該不足額が発生した翌営業日の15時までに現金で当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。                  (以下、省略)</p> <p>16. 証拠金等の入金・出金 (1) 省略</p> <p>(2) 証拠金等の出金</p>	<p>(口座開設について 省略)</p> <p>(当社の為替リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について (1. ～14. 省略)</p> <p>15. 証拠金 (1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 不足金額の差入れ                  マージンカットやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、当該不足額が発生した翌営業日の15時までに現金で当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。                  (以下、省略)</p> <p>16. 証拠金等の入金・出金 (1) 省略</p> <p>(2) 証拠金等の出金</p>
--	---

<p>預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。</p> <p>なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、当社が出金処理を行うまでの間に、ロスカットの発生等により純資産額が0円未満となった場合や、追加証拠金制度にかかる証拠金維持率判定において追加証拠金が発生した場合、また、当社が出金処理を行う時点で預託証拠金残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止させていただきます。</p> <p>出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則として3営業日以内にお客様名義の指定<u>金融機関</u>口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則として1日1回、かつ、2,000円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. 手数料</p>	<p>預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。</p> <p>なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従いまして、出金依頼後、当社が出金処理を行うまでの間に、ロスカットの発生等により純資産額が0円未満となった場合や、追加証拠金制度にかかる証拠金維持率判定において追加証拠金が発生した場合、また、当社が出金処理を行う時点で預託証拠金残高が出金予約額を下回っていた場合には、出金予約を取り消し、出金を中止させていただきます。</p> <p>出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則として3営業日以内にお客様名義の指定<u>銀行</u>口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取扱いは原則として1日1回、かつ、2,000円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. 手数料</p>
--	---

<p><u>口座</u>管理費、取引手数料は無料です。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><input type="checkbox"/> コンバージョン 他の通貨への両替。米ドル<u>等の外貨</u>で発生した損益を日本円にコンバージョン（両替取引）を行うことです。</p> <p><input type="checkbox"/> 指値注文（さしねちゅうもん） 現在のレートよりもお客様にとって有利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより安い価格で買う、又は、現在のビッドより高い価格で売る注文になります。取引はレートの<u>乖離</u>があった場合でも注文価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p><u>取引</u>管理費、取引手数料は無料です。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p> <p><input type="checkbox"/> コンバージョン 他の通貨への両替。米ドルで発生した損益を日本円にコンバージョン（両替取引）を行うことです。</p> <p><input type="checkbox"/> 指値注文（さしねちゅうもん） 現在のレートよりもお客様にとって有利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより安い価格で買う、又は、現在のビッドより高い価格で売る注文になります。取引はレートの<u>かい離</u>があった場合でも注文価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。</p> <p>(以下、省略)</p>
---	---

<p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>連絡先：カスタマーサポート フリー<u>コール</u>：0120-961-522</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 31 年 4 月 20 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>連絡先：カスタマーサポート フリー<u>ダイヤル</u>：0120-961-522</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	---